

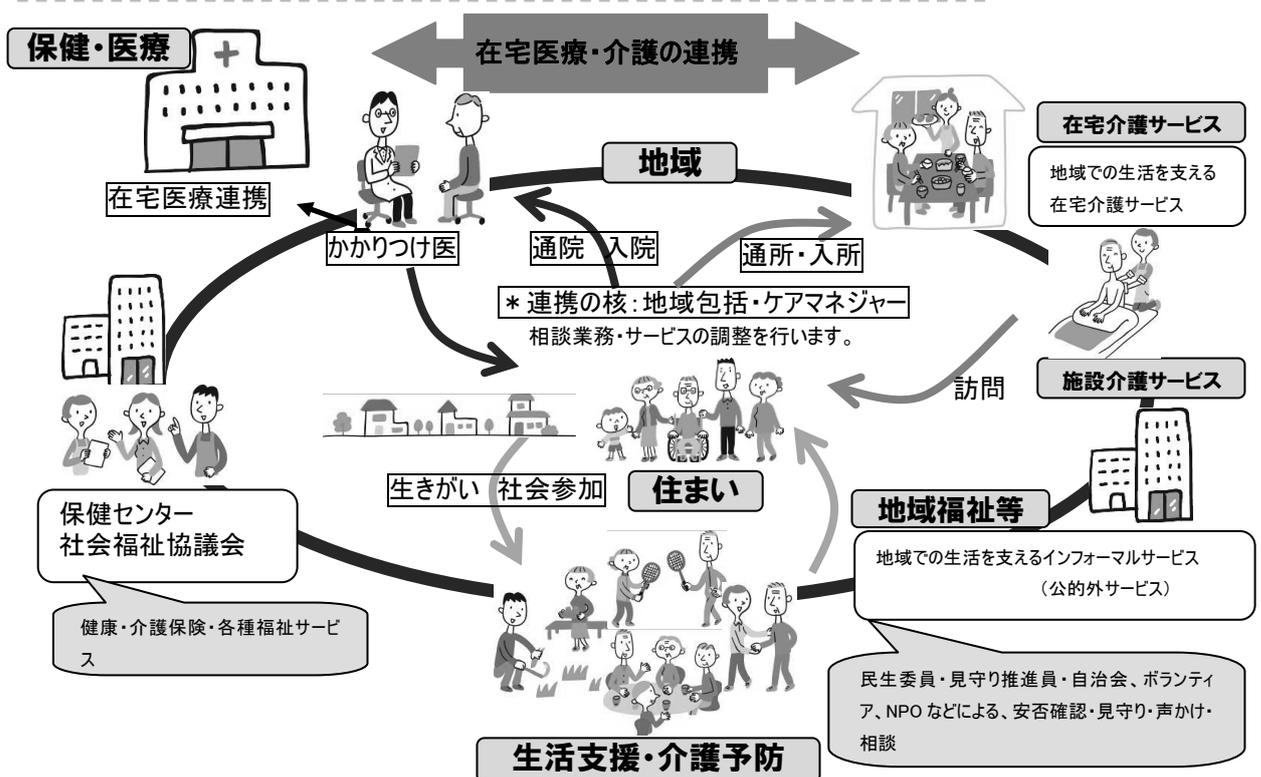
第4章 地域包括ケア体制の拡充

地域包括ケア体制とは、高齢者が重度な要介護状態になっても「住み慣れた地域で、安全で安心して自己決定を基に自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる」ための体制です。そのために、介護や生活支援を必要とする方を早期に把握し、迅速に、しかも最も適した形で保健・医療・福祉・地域のインフォーマルサービスやニーズに応じた住宅の提供等を日常生活の場（*生活圏域）で適切に提供できる体制の推進・拡充を行います。

*生活圏域：概ね 30 分以内に支援に駆けつけられる圏域として、中学校区などが基本となります。

■ 地域包括ケアシステムのイメージ

地域包括ケアシステムは、おおむね 30 分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として想定



1. 地域包括ケア体制の方向性と整備

(1) 在宅サービスの方向性

高齢者が「住み慣れた地域で安心して暮らす」ためには、一人暮らしでも医

療や介護等が必要な状態になっても可能な限り在宅で生活できる仕組みづくりや、在宅サービスの円滑な提供を確保することが必要です。そこで、今後とも適正なサービス量が確保できるよう努めます。

（２）施設サービスの方向性

本人に必要な介護の程度及び家族等の状況により、在宅での生活を継続していくことが困難となり、施設入所する高齢者等が増加しており、施設への入所待機者も多くなっています。これに対応するため、必要な施設サービス基盤を整備する必要があります。そこで、これまでの利用実績や入所待機者の状況、介護保険料への影響などを考慮し、施設整備を推進していきます。

（３）医療・介護連携の推進

高齢者が疾病を抱え医療や介護が必要になっても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し自分らしい生活を送るため、八幡浜市医師会等の協力を得つつ以下の事業を実施し、在宅医療・介護連携の推進を図ります。

- 地域医療ネットワーク連絡会
- 在宅医療・介護関係者の研修

（４）認知症施策の推進（P34参照）

今後の認知症施策の基本目標は、認知症になっても本人の意思が尊重され、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指すことです。

認知症には早期の段階から適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援など総合的かつ継続的な支援体制を確立していく必要があります。今後も増加する「認知症を有する高齢者」を在宅で支えるために、認知症ケアパス・認知症サポーター養成や独居高齢者等見守りネットワーク等、さらなる充実に取り組みます。

（５）地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、医療・介護等の多職種や地域の関係者が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、個別課題の分析などを積み重ねることで地域に共通した課題を明確化し、地域課題の解決に必要な資源開発を行う等「地域づくり」を目指す会議です。個別ケアマネジメント会議の上部に、地域づくりを目指す会議を位置づけ推進します。

（6）生活支援サービスの整備

高齢者の在宅生活を支えるための生活支援サービスについては、生活支援コーディネーターが中心となり既存事業も含め、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援します。

そのため、元気な高齢者をボランティアとして養成したり、地域のニーズと地域資源のマッチングを行ったりする「生活支援コーディネーター」を配置し推進します。

2. 情報提供・相談体制の充実

（1）情報連絡体制の充実

①高齢者保健福祉に関する情報提供の充実

高齢者保健福祉全般にわたるさまざまな市の施策や各種福祉サービスの情報を、利用者や家族、地域の見守り協力者、介護支援専門員、事業者などあらゆる人々が、インターネットや冊子、ファックスなど自分に合ったさまざまな方法で入手できるような環境づくりを推進します。

②市民参画機会の充実

市民一人ひとりが社会を構成する一員として、ボランティア活動や地域福祉活動などのさまざまな活動を通じて、市政への参画機会を拡充し、さらに、施策の計画づくりの策定段階や事業実施過程における情報提供に努め、多くの市民が参画できる機会の多様化と拡大を図っていきます。

（2）相談体制の充実（相談、苦情受付）

地域包括支援センターにおいて、地域支援事業として、包括的支援事業を推進し、「介護予防事業のマネジメント」、「総合的な相談・支援」、「高齢者虐待防止、早期発見等の権利擁護事業」、「支援困難ケースへの対応など介護支援専門員の支援」などを行います。

また、総合的な相談・支援として、在宅介護や介護予防をはじめとした市民の一番身近な「何でも気軽に相談できる窓口」に力を入れ、家族間調整が必要な高齢者家族から持ち込まれる相談等については、関係機関等との連携を図りながら対応していきます。福祉の相談機能が果たされるよう、行政サービス全般、相談援助技術全般の研鑽に努めます。

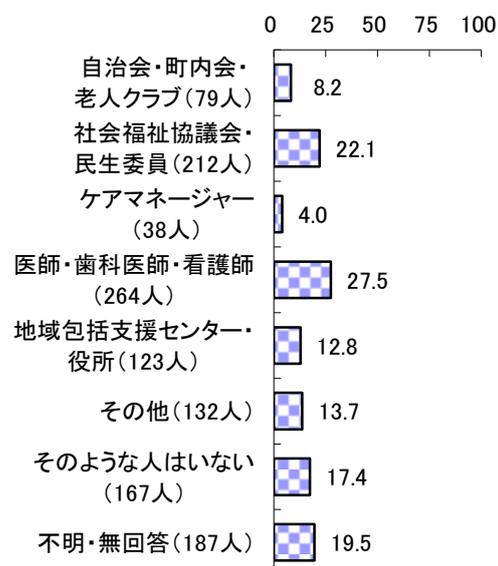
「八幡浜市民の保健福祉に関する意識調査」において、何かあったときの相談相手についてたずねたところ、高齢者一般対象調査では「医師・歯科医師・看護師」が27.5%、「社会福祉協議会・民生委員」が22.1%となっています。また、要支援・要介護認定者対象調査では、「ケアマネジャー」が40.1%、「医師・歯科医師・看護師」が23.8%となっています。

「地域包括支援センター」や「市役所」は、高齢者一般対象調査では12.8%、要支援・要介護認定者対象調査では8.8%になっています。今後、相談体制の充実を図るとともに、わかりやすく・たずねやすい相談窓口の設置や周知に努める必要があります。

■何かあったときの相談相手

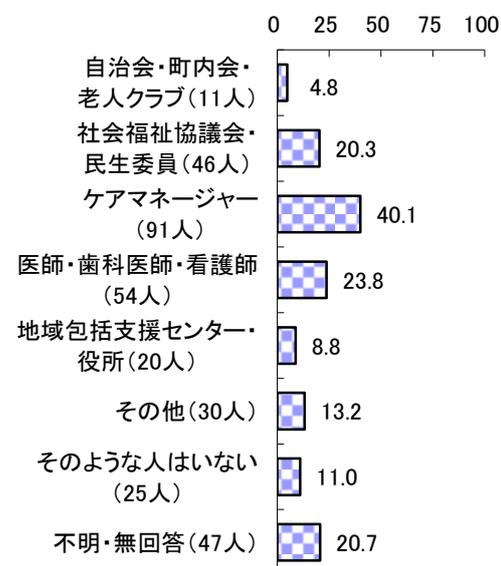
<高齢者一般対象調査>

サンプル数:961



<要支援・要介護認定者対象調査>

サンプル数:227



※その他:「兄弟」

（3）高齢者の人権の尊重

①成年後見制度の利用推進

成年後見制度は、認知症高齢者等の判断能力の不十分な成年者がさまざまな法律行為を行ううえで、本人の判断能力を補い、本人の権利を保護する制度となっており、家庭裁判所が選任した後見人などが本人に代わって財産管理や身上監護を行うものです。

この制度の利用にあたって、親族がいないなどの理由から、家庭裁判所への申立てが困難な場合には、市長が本人に代わって申立てを行います。

また、経済的な理由で後見人の報酬等の費用負担が困難な方を対象に、後見人の報酬を助成する事業を実施します。

②高齢者虐待対応・防止の推進

虐待の相談は、複雑な要因が絡み合っていることが多く、その対応も高度な相談援助技術が必要です。

日常的な身近な相談は、地域包括支援センターで実施していくとともに、地域包括支援センターで受けた高齢者虐待に関する相談は、権利擁護センターと連携して対応するとともに、専門家チームの中で対応を検討していく体制を構築します。

また、権利擁護センターと連携して研修会の開催や啓発活動の実施等、虐待防止に向けた取り組みを進めます。

③サービス利用者の保護

介護保険に関する相談や苦情処理については、保健センター等で対応し、今後その充実に努めます。

また、介護施設を訪問し、本人や家族から、介護サービスについての不満や悩みを聞いたり、相談に応じている介護相談員派遣事業の充実に努めます。

④福祉サービス利用援助事業の利用促進

福祉サービス利用援助事業は、社会福祉協議会が実施している事業で、認知症高齢者や知的・精神障害者等の判断能力が不十分な方に対して、生活支援員を派遣して、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理の援助、通帳・印鑑の預かりといった支援を行うものです。

今後とも、この制度の利用促進を図るため、制度の周知に努めていきます。

(4) 認知症高齢者対策の推進

今後の認知症施策の基本目標は、「認知症になっても本人の意志が尊重され、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指す」ことです。

八幡浜市でも認知症高齢者は増加の一途をたどっており、平成26年4月1日現在の認定者のうち認知症自立度Ⅱ以上の者が55.6%、65歳以上人口の10.2%を占めています。(内、在宅49.7%、入所39.1%、入院11.1%)

地域において、認知症高齢者等と家族を支えるためには、①認知症の正しい理解、②早期発見・早期治療、③介護負担の軽減、④適切な認知症ケアの普及が重要課題となっています。認知症への対応(予防・早期発見・ケア等)を行うマンパワーや拠点などの「地域資源」をネットワーク化し、相互に連携しながら有効な支援を行う体制の構築に努めます。

①認知症ケアパスの推進

認知症を有する人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症を有する人やその家族が安心できるよう、標準的な認知症ケアパス(本人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ)の作成と住民への周知を推進します。

標準的な認知症ケアパスとは、認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを利用すればよいのかをあらかじめ標準的に決めておくものです。

市の社会資源等を整理しながら、具体的な機関名やケア内容等が、あらかじめ、認知症の人とその家族に提示されるように整えます。

②認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターを今後も継続して養成していきます。高齢者に係る事業所だけでなく、子供からお年寄りまで一人でも多くの方に認知症についての正しい理解者を増やすために、学校や企業とも連携を進めていきます。また、その際には地域に認知症の正しい知識を普及するキャラバンメイトと連携して取り組んでいきます。

③家族介護教室

認知症を有する方を介護する家族などに対し、適切な介護知識・技術の習得・参加者同士の交流やリフレッシュ活動を行うことで、明日の介護への活力とし、本人にとってより良い介護へとつながる教室を開催します。

④独居高齢者等見守りネットワーク、徘徊 SOS ネットワーク事業

独居高齢者等を日常、地域で見守ると共に、行方不明になった高齢者の早期発見・保護を行うために行政・警察署・民間が一体となったネットワークづくりの整備と有効な運営に努めます。

⑤認知症予防出前講座

地域に出向き、認知症に関する正しい知識だけでなく、認知症を予防することに重点をおいた出前講座を開催します。「かなひろい」(スクリーニング)を通して脳の働かせ方を年齢相応なのか確認し、低下の恐れがある場合は早期に対応します。

⑥認知症何でも相談

認知症かなと心配な方や認知症ケアについて相談したい方を対象に、認知症サポート医や精神科医、保健師、介護支援専門員、介護福祉士、認知症疾患医療センター等の専門の関係者が相談や情報提供、支援を行うとともに、認知症の早期対応を図ります。

3. 高齢者の社会参加及び自己実現の促進

高齢者自身の生きがいづくり、健康づくり、介護予防のためにも、また、地域福祉活動の担い手としての人材活用の観点からも、高齢者の社会参加や、社会的役割を持つことが大切です。

さらに介護予防の推進のために、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような“居場所”と“出番づくり”を念頭におき、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも必要です。

要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指します。

「八幡浜市民の保健福祉に関する意識調査」において、「健康についての記事や番組に関心がありますか」という質問で「はい」と答えた方は高齢者一般は88.9%、要支援・要介護者は66.5%で、ともに上位になっています。また、「趣味がありますか」の質問では高齢者一般は78.0%、要介護・要支援者は38.8%が「ある」と答えています。「生きがいがある」と答えた方は、高齢者一般83.2%、要介護・要支援者は44.9%でした。それぞれの立場で自己実現のための活動を、展開する場づくりが重要となってきます。

また、会・グループ等に参加しているかたずねたところ、高齢者一般対象調査、要支援・要介護認定者対象調査ともに、「参加していない」の割合が多くなっています。参加している会・グループについては、その他を除いて、高齢者一般対象調査では、「趣味関係のグループ」が33.0%「町内会・自治会」が31.8%となっています。また、要支援・要介護認定者対象調査では「老人クラブ」が11.0%となっています。

(1) 社会参加活動への支援

①生涯学習の推進

多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、民間事業者の健全な発展の促進を図るとともに、公民館、図書館等における社会教育の充実、文化活動の推進及び、スポーツの振興などにより、情報通信も活用しつつ、生涯にわたる多様な学習機会の提供を図ります。

②ボランティア活動への参加促進

ボランティア活動は、自ら関心のある社会的な活動を通じて、自分も相手も、

社会も豊かになるという視点で行われるものです。高齢者の自己表現への欲求及び地域社会への参加意欲を充足させ、社会連帯や相互扶助の意識を醸成するボランティア活動に、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に参加できるよう、自発的な活動を尊重した場“居場所”づくりを支援します。

③就労活動の促進

高齢者の高い勤労意欲が満たされるよう、長年培った知識・経験・能力が有効に生かされる生産・就業環境の整備を図ることが大切です。

そのため、シルバー人材センターにおいて行う活動は、自己実現への欲求及び地域社会への参加意欲を充足させるとともに、福祉に厚みを加えるなど地域社会に貢献し、世代間、世代内の人々の交流を深めて世代間連帯や相互扶助の意識を醸成するものであることから、今後も、シルバー人材センター等との連携に努めます。

④交流活動の促進

少子高齢社会にあつて「高齢者の生きがい」と「子どもの健全育成」は、相互作用によって、高齢者の経験や知恵などを生かした保育参加やボランティア活動などの一層の拡充につながります。

そこで、老人クラブ活動など高齢者団体自らの交流活動の拡充を図るとともに、世代間交流の促進を支援します。また、小・中学校においても、総合学習などを利用した福祉教育、郷土教育などの学習の中で、高齢者に学び、ともに生きる心を育てる教育のさらなる拡充発展を支援します。

さらに、青年・壮年層、高齢者同士など幅広い人的交流の機会を含め、三世代交流の拡充を支援します。

(2) 地域福祉活動への支援

地域社会は、多くの人々の諸活動によって成り立っていることを認識するとともに、個々人の持つ能力を最大限に生かし、さまざまな工夫と協働で形成することが重要です。

このことから、高齢者の主体的な地域社会への参画を促進するとともに、相互扶助の機能が活性化するよう、市民によるボランティア活動等の取り組みを支援します。

また、地域内の支え合いを促進するため、地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)や協議体を活用し、地域福祉に関する意識啓発、活動の促進を図ります。

4. 生活環境の充実

(1) 地域包括支援センターの充実

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために、必要な援助を包括的に支援することが大切です。八幡浜市では保健センターに1か所の地域包括支援センター・北圏域に1か所ブランチを設置し、その活動の評価等を行う「地域包括支援センター運営協議会」を設置しています。

「八幡浜市民の保健福祉に関する意識調査」において、八幡浜市地域包括支援センターを知っているかたずねたところ、「知らない」が一般高齢者では37.8%、要支援・要介護認定者で31.7%となっています。

地域包括支援センターが独立性・中立性を保ち、高齢者の尊厳と自立を支える機関として、また介護予防のマネジメント機関としてその機能と役割を十分果たすよう推進するとともに、高齢者の総合相談窓口としての機能の周知も継続して行います。

(2) 高齢者居住安定確保計画との調和

高齢者は、住まい方、介護状態、地域性などの様々な要因によって、個々に多様な課題を抱えており、さらに今後の高齢者の急増と高齢者を支える人口の減少が見込まれる中では、そのような課題がより顕著になることが考えられます。このような中で高齢者の住まいの安心を確保していくためには、まず、高齢者が住み慣れた住宅や地域コミュニティの中で住み続けることができる環境を整えることが重要となります。

そのため、心身機能の低下に対応できる安全で安心な住環境を整備することが必要であり、世帯状況などにより、住み慣れた住宅から離れる場合にも安心して住み替えることができる環境（サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム等）も必要となります。

高齢者が住み慣れた住宅や地域で住み続けることができる環境の整備のため、今後も、高齢者ニーズにあった居住形態の調査・研究に努めるとともに、その整備のあり方、支援策について、愛媛県高齢者居住安定確保計画との調和を図りながら、高齢者の住環境整備促進に努めます。

(3) 快適な生活ができるまちづくり

①バリアフリーの推進

高齢者や障害者を含めたあらゆる人々が暮らしの中で、障害を感じることなく円滑に移動できるようにするため、施設等のバリアフリー化の推進などを支援します。

また、ゆとりとやすらぎをもって暮らすことができるよう、快適な歩行空間の整備、緑化の推進や公園の整備、高齢者のふれあいの場の確保など、潤いのある生活空間の整備を支援します。

②交通安全、防災・防犯対策の推進

高齢者が安心して安全に暮らせるよう、交通安全、防災・防犯対策など、各種安全対策を支援します。

③交通の確保

高齢者の日々の交流に不可欠な交通を確保するため、現在実施している「高齢者外出支援事業」を今後とも推進していきます。

特に、離島航路やバス路線については、当該地域住民の「ライフライン（生命線）」としての維持及び利便性向上が重要であることから、関係機関との連携を図ります。

